政令第百七号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千八百九十円」を「八万千二百九十円」に改め、同項第三号中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に改め、同項第四号中「三万八千九百円」を「四万六百円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、三四〇円」を「六、六一八円」に、「八、〇八五円」を「八、二八三円」に、「九、六四〇円」を「九、七九五円」に、「一〇、八一〇円」を「一〇、九二三円」に、「一一、六四五円」を「一一、七一八円」に、「一二、三八八円」を「一二、四三八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、三四〇円」を「五、五六八円」に、「六、三一〇円」を「六、四七〇円」に、「六、九二五円」を「七、〇三八円」に、「八、〇二八円」を「八、〇九三円」に、「八、九〇八円」を「八、九五〇円」に、「九、三七〇円」を「九、三九八円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3　改正後の別表の規定は、令和五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項並びに第八十五条の三第一項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第七号の七中「十ヘクタール」の下に「（当該地域の農産物の生産、加工、流通又は販売のための施設その他の当該地域の特性に応じた農業の振興に資する施設を整備する事業（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）と併せて行うものにあつては、おおむね五ヘクタール）」を加える。

附則第三条第一項を削り、同条第二項中「及び第四項」を削り、同項を同条とする。

附則第六条第二項中「。第四項において同じ。」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣　岸田　文雄

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十号

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。